

社会福祉法人謙心会 第4回評議員委員会議事録

1 開催日時

平成29年3月23日 午後2時00分から午後3時50分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81
特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 評議員総数 14人

4 出席した評議員の数及び氏名 13人

評議員 安藤美代子、吉成仁見、中井本秀、鈴木多喜、増渕則雄、佐藤育子、渡辺 武、
北本弘二、田代敏男、河崎眞佐子、中村修子、細岡 昇、溝口喜代美
(欠席:井上昌子)

監事 木下武夫 室井敏雄

5 議題

- (1) 議案第11号 平成28年度資金収支補正予算(第2号)について
- (2) 議案第12号 平成29年度事業計画について
- (3) 議案第13号 平成29年度資金収支予算について
- (4) 議案第14号 定款の変更について
- (5) 議案第15号 定款施行細則の改正について
- (6) 議案第16号 職員就業規則の改正について
- (7) 議案第17号 職員給与規程の改正について
- (8) 議案第18号 臨時職員等就業規則の制定について
- (9) 議案第19号 臨時職員等給与規程の制定について
- (10) 議案第20号 育児・介護休業等規程の制定について
- (11) 議案第21号 職員安全衛生管理規則の改正について
- (12) 議案第22号 資金運用規程の改正について
- (13) 議案第23号 社会福祉法人謙心会設立認可申請の贈与契約の変更について

6 議事の経過及び結果

年度末のお忙しいところ第4回の評議員会にご出席をいただき誠にありがとうございます。
特別養護老人ホームの建設につきましては、順調に進みまして、3月6日設計会社と共に完了
検査を実施し、3月13日に引き渡しとなりました。その後、備品等の搬入が3月13日から17日にかけて実施され施設の開所にむけて準備を進めております。入所者の検討につきましても順調に進みまして、各入居者、家族との面談等もすませ、29人の入居者もほぼ決

まっています。職員の確保もほぼ終了し、開設に向けての準備が概ね整ったものと判断しております。3月に入りまして慌ただしく、本日の会議の資料につきましては、皆様への配布が遅くなり誠に申しわけありませんでした。お詫びいたします。本日の評議員会は、平成29年度の事業計画、予算及び定款の変更、諸規程の変更等ご審議いただく内容も非常に多くなっており、相当時間を要すことになりますので、要点だけの説明にさせていただきますので、ご了承をお願いします。なお、慌ただしい中での資料作成で誤字脱字、その他のミスがあるかと思いますが、ご了承をお願い申し上げます。それでは、ただ今の出席評議員は、13名であります、定款第14条第1項に規定する評議員の過半数を超えておりますので、本日の評議員会は、成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

安藤理事長

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、有難うございます。このように無事に施設も完成いたしまして、開所に向け準備をしているところであります。

本日は議題も多く、長時間になることが予想されますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

次に、議長選出ですが、定款第13条第2項の規定によりまして、議長はその都度評議員の互選で定めると規定されておりますので、本日の評議員会の議長につきましては、鈴木多喜評議員にお願いしたいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、鈴木様よろしくお願いいいたします。

議長 鈴木でございます。それでは、しばらくの間、評議員会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいいたします。

議長 まず、本日の議事録署名評議員の指名につきましては、私から指名することで、ご了承いただきたいと思います。議事録署名評議員には、佐藤育子評議員及び北本弘二評議員を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

議長 次に、経過報告に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

まず、施設整備についてですが、工事費につきましては、448,740千円であります。追加工事として、東側の水田との境にL型擁壁30m設置をしました費用として648千円の追加工事費が生じました。工事も順調に進み、3月6日に安藤設計と当法人での完了検査を実施し、3月8日に建築確認と消防署の完了検査が実施され、9日に開発行為の検査が実施されております。開発行為につきましては、いくつか手直しがあり、17日に再検査をして市からの了承が得られました。3月10日 消防の検査済証 3月22日 開発行為の検査済証 3月23日 建築確認の検査済証が交付されました。また、3月22日には大田原市によります完了検査が実施されました。こちらも無事終了し

ておりますので、残すのは老人福祉法による施設の認可だけとなっております。4月1日には新しい特別養護老人ホームが開設いたします。また、4月1日の下野新聞に施設開設の記事がのりますので、紙面をご覧いただきたいと存じます。施設の備品関係ですが、介護用品購入は 株) まつや薬局に 2,238,896円 介護用ベッドは同じく 株) まつや薬局に 7,020,000円 家具は 株) たぐちやに 1,458,000円 特殊浴槽は 株) ライズに 3,564,000円 事務用品は 有) 新世界すずきに 2,354,400円 電気製品は 株) コジマに 2,699,816円 軽自動車は 相馬自動車に 1,320,533円 パソコンは、リコ・ジャパンに 1,040,472円 廉価器具購入事業は、株) カメヤに 653,400円 今までの、合計は 23,329,517円になります。さらにユニットの食器やこまごました物をそろえますと 1,000千円ぐらい必要になり、最終合計額は、24,500千円程度と見込んでおります。新しい特養への入所者につきましては、その他で詳しく説明しますが、29名の方々の家庭等の訪問も終わり、入所に向けての準備も着々と進めております。職員の確保につきましても、概ね確保の見通しもつきまして、3月29日、30日にオリエンテーションを開催する予定であります。資金の借入れ関係につきましても、福祉医療機構と事務的な調整はすべて終了し、栃木銀行からの協調融資につきましても協議が終了しており、借入時期は4月25日を予定しております。以上で経過報告を終わります。

議長 経過報告につきまして、皆様、質疑、意見等がありましたらお願ひします。

(特になし)

経過報告を終わります。

議長 次に、議事に入ります。

議案第11号 平成28年度資金収支補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議案第11号 平成28年度資金収支補正予算（第2号）について 補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。 補正予算をごらんください。 まず、事業活動収支の他の事業収入 補助金事業収入に600千円を計上いたしました。経済産業省の補助金であります、事業費の3分の2の補助でIT導入補助金であります。この補助金を利用しまして、支出の事務費の委託料にホームページ作成委託費として970円を計上いたしました。委託先は株) リコージャパンを予定しております。

次に、施設整備等に関するであります。施設整備等補助金収入に1,593千円を計上いたしましたが、施設開設の備品費の増額により市からの開設準備補助金17,400千円では、相当自己資金を必要とするため、栃木労働局からの職場定着支援助成金1,593千円を導入して特殊浴槽の経費3,564千円にあてることいいたしました。 補助率は2分の1であります。

次に、施設整備等寄附金収入個人でありますが、当初33,000千円 総額では本日とショートステイ分を合わせて、37,000千円になりますが、17,000千円減額

し、施設整備等寄附金収入N P O分として20,000千円を計上いたしました。N P Oからの譲渡分が増えましたのでそのような措置をとりました。詳細は、議案第28号でご説明いたします。 施設整備等収入計は4,593千円となります。

次に、固定資産取得支出であります、建物所得支出として、27,000千円を計上し、補正後予算額は、393,120千円となります。次に、車両運搬具取得支出として、軽自動車分1,500千円を計上しました。それに器具及び備品取得支出として、500千円を計上しましたので、補正後予算額は21,000千円となります。 施設整備等支出計は29,000千円となり、施設整備等資金収支差額は、24,407千円の現額となり、補正後予算額は、9,473千円となります。 最後の欄になりますが、当期末市針資金残高は、補正後予算額で13,583千円となります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(特になしの声あり)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第11号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第11号 平成28年度資金収支補正予算（第2号）については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第12号 平成29年度事業計画及び議案第13号 平成29年度資金収支予算につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

平成29年度の社会福祉法人謙心会の事業計画をご説明申しあげます。

表紙、目次がありまして、3頁をご覧ください。法人全体の基本方針でありますが、介護保険法等の法令を遵守し、入居者及び利用者が自立的な日常生活を営むことができるよう援助するとしております。 理念として、私たちは、思いやりの心で良質な介護を提供し、自立した日常生活の支援に努めます。 私たちは、一人ひとりの幸せと地域福祉に貢献します。 私たちは、謙虚な姿勢を忘れずに、自己研鑽に努めます。 と3つの理念を掲げました。 会議等機会あるごとに職員で唱和したいと考えております。 評議員の開催は6月に理事会は、5月、10月、3月に開催する予定であります。 監査は6月に開催予定です。 今年度の目標は大きく二つとし、笑顔の溢れる施設づくり、介護技術の向上と職場内外との連携強化をあげました。 事業所は7つになり、特別養護老人ホームにちにちそう ショートステイにちにちそう にちにちそうみはらディサービスになります。 にちにちそうふじみ グループホームです。 にちにちそうかじやとにちにちそうもとまちは小規模多機能施設になります。 それに居宅介護支援事業所にちにちそうの7事業所であります。 4頁ですが、組織図になります。 5頁の支援内容と基本業務であります。 社会福祉法人謙心会

の全体の者で各事業もこれらを基本に今年度事業に取り組んでまいります。基本方針は、一人ひとりの個性を尊重した支援、チームケアの実践、地域との関わりを大切にすることの3点をあげました。介護支援ですが、まずは本体施設の特養の開設により現在の主流はユニットケアでありますので、24時間シートの作成を通して個別ケアを重点的に進めてまいります。二つ目には、ケアマネジメントの充実、事故防止への取組、身体拘束の廃止、6頁になりますが、虐待防止、認知症への取組を介護支援の柱としてまいります。健康管理につきましては、嘱託医、看護職員が連携し、協力病院の那須中央病院の援助を受けながら進めてまいります。看護業務と7頁の機能訓練につきましては、記載の事項に取り組んで行きます。特に看護職員と介護職員との連携には、力を入れて行きたいと考えております。8頁になりますが、看取り介護は最近、ご本人も家族も望まれるケースが多くなっております。医師、看護師、介護職員が連携して積極的に取り組んでまいります。感染症・褥瘡予防にも取り組むとともに、食中毒の予防には、注意をはらっていきたいと考えております。次に、9頁の栄養・調理業務でありますが、本体の特養では、調理は委託せず、自前で取り組んで行きます。食材なども本体で一括購入して、各事業所に配布し美味し食事を入居者、利用者に提供したいと考えております。業務方針としてバラエティにとんだ取り組みを掲げております。10頁、11頁には、事業毎の行事と食事計画が記載しております。四季折々の行事と食事で楽しんでいただきたいと思っております。11ページの運営管理になります。会議は、意思決定をする調整会議 その下に所長・主任会議それに各職場での職員会議と会議は3階層をとっており、職員会議から建設的な意見を上にあげることを目標としております。12頁ですが、研修会として、各委員会を立ち上げまして、多方面の勉強をするための組織づくりをいたします。職員研修にも力を入れ、職場内研修、職場外研修に取り組んでまいります。防災は、ないとはいえない。おきてから慌てても遅いので、防止計画に沿って訓練を実施してまいります。13頁の地域交流活動でありますが、家族、地域との交流、ボランティアや実習生の受け入れ等に取り組んでまいります。広報活動としてホームページを作成し、情報の発信に努めますとともに、苦情処理にも力をいれてまいります。個人情報の保護に配慮することはとうぜんであります。14頁をお願いします。最近は法令遵守があちこちで呼ばれております。職員にも徹底してまいります。15頁ですが、情報の公開も介護保険事業者として重要なことになります。積極的に展開していく考えであります。資源の節約とともに取り組んでまいります。16頁になります。財務管理は、新たに電算処理に取り組み計画的かつ合理的に管理していきます。美原のデイサービスや富士見のグループホームは施設が古く、次から次へと修理が出てくる状態であり、計画的な施設整備に取り組んでまいります。次から事業所別計画になります。特別養護老人ホームは、開設初年度であります。一日も早く入居者となじみの関係がつくれるよう、職員一丸となって取り組んで行く方針であります。それにユニットケアに取り組み、安心、安全なケアに心掛け、1日も早く軌道に乗せたいと考えております。行事やレクリエーション活動にも取り組んで行きますし、運営推進会議を小規模多機能施設の加治屋と共同で開催し、利用者や家族の意見を反映できる会議にしてまいりたいと考えております。17頁の短期入所生活介護も本体の特養と共同で取り組んで

まいります。最近 ショートステイの利用者が減ってきているとよく耳にしますので、利用者の確保にも力を入れたいと考えております。18頁から19頁にデイサービスが記載しております。楽しく、また来たくなるデイサービスを目指して、各種行事、レクリエーション活動に取り組んでまいります。20頁がグループホームであります。9名と入居者も少なのですが、それがメリットにもなります。家庭的な雰囲気の中で笑顔の絶えない施設づくりに取り組んでまいります。21頁から24頁の小規模多機能施設であります。まず、にちにちそうかじやですが、29名の定員となっており、多くの方が利用しております。家庭的な環境と地域住民との交流を図っていきたいと考えております。23ページはにちにちそうもとまちですが、レクリエーション等にも力を入れ楽しい、アットホームづくりを進めてまいります。24頁の居宅介護支援事業でありますが、在宅の要援護者のニーズを的確に把握して、適切に利用できる居宅サービス計画づくりに努めてまいります。

次に平成29年度資金収支予算についてご説明いたします。

まず、予算の概要を申しあげます。資料が相当ありますので、ページめぐりも大変かもしれませんのがよろしくお願ひいたします。法人全体の社会福祉事業区分の予算とかじや拠点区分の予算とふじみ拠点区分の予算があり、かじや拠点区分の予算の中に、本部、特別養護老人ホームにちにちそう、ショートステイ、デイサービス、小規模多機能施設かじや、居宅介護支援と6つのサービス区分の予算があります。ふじみ拠点区分の予算の中に、グループホームと小規模多機能施設もとまちの2つの予算があります。法人全体の予算も拠点区分毎の予算もありますが、サービス区分毎の予算でご説明させていただきます。なお、平成28年度の予算額は、半年分でありますので、説明は省略させていただき、本年度分だけの説明とさせていただきます。まず、6頁をお願いします。本部の予算をご覧ください。事業活動収入として、120千円の計上であります。人件費支出として、10,461千円を計上しております。理事長の役員報酬等であります。事務費支出として、909千円を計上し、理事会、評議員会等の経費であります。サービス区分間繰入金収入として12,000千円を計上しておりますが、小規模多機能施設のかじやともとまちからのお金であります。最後の欄の当期末支払資金残高は、728千円であります。次に7頁の特別養護老人ホームの予算になりますが、介護保険事業収入として、116,108千円を計上しております。介護報酬収入として78,334千円を計上しており、要介護3以上の29名分と320日分の計算であります。介護報酬の9割分の計上であります。介護負担金収入は、入所者からの1割分でありますと、8,732千円の計上となっております。利用者等利用料収入として、28,542千円は、入所者の食費及び居住費であります。補助事業収入としてハローワーク等からの補助500千円であります。その他の収入の1,725千円は、職給食費等であります。事業活動収入計は、117,833千円を計上いたしました。人件費支出は、74,675千円を計上しております。職員の給料、職員と臨時職員の賞与、臨時職員の給与、福祉医療機構への退職給付、法定福利費がその内訳であります。職員26名分で収入に占める人件費の割合は、63.4%であります。事業費支出として、18,538千円を計上しました。主な支出は、給食として8,342千円、

介護用品に1, 225千円、水道光熱費に6, 627千円の支出であります。事務費支出に8, 898千円を計上いたしました。主なものは、福利厚生費に668千円、業務委託費として嘱託医への支払として、2280千円、ソフト、パソコン、カーテン等のリース料として、賃借料に1308千円を計上しております。また、地主への土地代として賃借料に1, 000千円の計上であります。ショートステイにも300千円程計上しております。借入金に対する支払利息として1, 560千円を計上しております。借入金の元金返済は1年間の猶予がありますので、今年度は元金の返済は計上しておりません。最後の欄になりますが、当期末支払資金残高は13, 197千円であります。次に、9ページのショートステイですが、介護保険事業収入に36, 468千円を計上しております。介護報酬収入に22, 520千円を計上しておりますが、これも介護報酬の9割分で、273日分を計上しました。介護予防報酬収入として3, 989千円の計上であります。利用者負担金収入に2, 565千円を利用者等利用料収入に7, 394千円を計上いたしました。事業活動収入計は36, 812千円になります。支出でありますが、人件費支出に14, 397千円を計上しており、職員5名分であります。事業費支出に5, 957千円を計上し、給食費に2, 086千円を水道光熱費に2, 157千円の計上であります。事務費支出に1, 661千円を計上しました。少し飛びますが、車両運搬具取得として、軽自動車1台 1500千円を計上しており、最後の欄の当期末支払資金残高は、13, 197千円であります。次に、11ページのデイサービスですが、介護保険事業収入が46, 247千円であります。介護報酬収入に39, 813千円、介護予防報酬収入に1, 802千円、利用者負担金収入に3, 463千円を計上しました。事業活動収入計は、47, 363千円であります。人件費に32, 017千円を計上しましたが、職員4名、臨時職員8名分の給与、賞与、法定福利費等であります。事業費支出に6, 808千円を計上いたしました。給食費、水道光熱費、車両費であります。車の燃料費は車輌費からの支出となります。事務費支出に4, 034千円を計上しておりますが、家賃として土地建物賃借料に1, 200千円の計上であります。最後の欄の当期末支払資金残高は、3, 640千円であります。次ににちにちそうかじやであります。介護保険事業収入に78, 637千円の計上であります。介護報酬収入に52, 363千円の計上であり、22名分の介護報酬であります。介護予防報酬収入に5, 585千円を計上し、利用者負担金収入に6, 438千円を利用者等利用料収入に14, 251千円を計上しており、食費と居住費が相当な額になっております。事業活動収入計は、80, 140千円であります。人件費は、43, 118千円で職員3名、臨時職員15名分を計上しております。事業費支出は、12, 512千円で給食費、水道光熱費が主なものです。事務費支出は4, 248千円で修繕費に1, 000千円、リース料としての賃借料に628千円の計上であります。サービス区分間の繰入金支出として9, 000千円計上し、本部に6, 000千円、居宅介護支援に3, 000円の支出であります。最後の欄の当期末支払資金残高は、11, 162千円であります。居宅介護支援センターの予算であります。介護保険事業収入が7, 149千円で、ケアプランの作成料であります。事業活動収入は9, 227千円であります。人件費は、5, 280千円の計上で、職員2名、臨時職員1名分であります。事業費に8

0千円を事務費に348千円の計上であります。サービス区分間繰入金収入として、3,000千円を計上しており、にちにちそうかじや小規模多機能施設からの繰り入れであります。最後の欄の当期末支払資金残高は、643千円であります。次に16頁になります。にちにちそうふじみであります。介護保険事業収入に35,1976円の計上であります。介護報酬収入に25,831千円の計上であり、9名分の介護報酬であります。利用者負担金収入に3,068円を利用者等利用料収入に6,297千円を計上しており、その他の収入が1,005千円で事業活動収入計は、36,211千円であります。人件費は、21,133千円で職員1名、臨時職員8名分を計上しております。事業費支出は、4,720千円で給食費、水道光熱費が主なものです。事務費支出は4,549千円で修繕費に1,000千円、リース料としての賃借料に150千円の計上で、土地、建物をお借りしておりますので、土地、建物賃借料として、1,584千円の計上であります。最後の欄の当期末支払資金残高は、5,709千円であります。次に18頁をお願いします。にちにちそうもとまちであります。介護保険事業収入に86,117千円の計上であります。介護報酬収入に62,520千円の計上であり、26名分の介護報酬であります。介護予防報酬収入に1,944千円を計上し、利用者負担金収入に7,162千円を利用者等利用料収入に14,491千円を計上しており、食費と居住費が主なものです。事業活動収入計は、87,465千円であります。人件費は、48,663千円で職員5名、臨時職員14名分を計上しております。事業費支出は、12,050千円で給食費、水道光熱費が主なものです。事務費支出は5,563千円で修繕費に1,000千円、リース料としての賃借料に548千円の計上であります。家賃の支出として、土地・建物賃借料として、1,440千円の計上であります。サービス区分間の繰入金支出として6,000千円計上し、本部に6,000千円の支出であります。最後の欄の当期末支払資金残高は、13,748千円であります。はじめの1頁にもどってください。一番上の欄 介護保険事業収入は、405,930千円を計上し、ページの上から約3分の1程度のところの事業活動収入計に413,272千円を計上しております。法人設立後の1年度分の予算計上であり、借入金の等の返済も控えておりますので、福祉医療機構及び融資した銀行等へも配慮し、積算はやや甘めとなっております。実際の収入額は最終的に3億8千万円前後になるのでは、と見込んでおります。最終決算で4億円を超える大変喜ばしいことと思っております。人件費は総額253,697千円を見込み、収入に占める割合は、61.4%となります。古い施設では、約70%になりますので、その意味では、謙心会は新しい施設であり、当面は借入金返済も支障ないと判断できます。事業費支出が31,396千円、事務費支出が30,214でほぼ同じような額になっております。経費等の節減には努力していきたいと考えております。2ページの最後の欄になりますが、62,885千円が当期末支払資金残高であります。年度末に5千万円以上の額が計上できるよう努力したいと考えております。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

(質疑・・・応答)

- て、3,
れであります。
ります。
利用者負
その他
件費は、
は、4,
で修繕費
をお借り
最後の
ます。に
ります。
介護予
用者等利
業活動収
臨時職
道光熱費
ス料とし
として、
0千円計
、13,
営事業収
事業活動
計上であ
へも配慮
後になる
思ってお
4%と
しい施設
6千円、
には努力
5千円が
力したい
- 渡辺評議員 事業計画の中で「第三者委員」とありますが、「第三者委員会」ではありませんか。
事務局 ご意見のとおり「第三者委員会」であります。ご訂正をお願いします。
渡辺評議員 その「第三者委員会」は、どのような人選で設置するのか。
事務局 民生委員等の外部の方に依頼を予定しています。
北本評議員 独居老人へ暖かいお弁当を作るとあるが、現在行っているのか？
事務局 今後、実施していきたいと考えております。
渡辺評議員 なぜ、かじや拠点とふじみ拠点に分けるのか？
事務局 新たな社会福祉法人の会計基準に示されているため。
渡辺評議員 会計を拠点ごとに分けるのであれば、組織も分けた方が分かりやすいのでは？
事務局 現在の法人の規模では、現在の組織体系が妥当であると考えております。
渡辺評議員 わかりました。
北本評議員 収入備考欄の根拠となる計算の人数は定員なのか？
事務局 定員ではなく、前年度の利用実績を鑑みて算出しております。
北本評議員 緊急時のマニュアル等はあるのか？
事務局 各事業に備えておりますが、今後、必要に応じて整えていきたいと考えております。

議長 他に質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 异議なしと認めます。

議案 第12号 平成29年度事業計画及び議案第13号平成29年度資金収支予算については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に議案第14号 定款の変更について及び議案第15号定款施行細則につきましても関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

まず、議案第14号定款の変更につきましてご説明いたします。

改正文でなく、新旧対照表をご覧ください。第4条は、事務所の所在地を定めておりますが、新しい施設の住所、加治屋83番地81に事務所の所在地を変更するものであります。第30条は資産の区分を定めておりまして土地のところに、加治屋の小規模多機能施設の土地1筆960m²と美原3丁目のデイサービスセンターの敷地1筆216.65m²を加えるであります。建物につきましては、特別養護老人ホームにちにちそうの建物1棟1709.92m²と加治屋の小規模多機能の建物1棟265.82m²を加えるものであります。参考までに、特別養護老人ホームにちにちそうの土地は借地であり、美原3丁目のデイサービスセンター土地、建物、元町の小規模多機能施設の土地、建物、富士見のグループホームの土地、建物につきましては、借りておりますので基本財産へは載せておりません。

以上で説明を終わります。

次に定款施行細則の改正につきまして、ご説明申しあげます。

定款が大きく変更になりましたので、定款施行細則を改正することで検討に入りましたが、栃木県からの指導で、従来の定款施行細則にこだわらず、埼玉県がネット上で案を示しているので、それを参考にして作成するよう指導がありました。そこで全面改正をすることにしましたので、その内容をご説明いたします。 第1条は目的を定めております。第2条から第8条までは、評議員に関する規定でありまして、評議員の改選時期、就任承諾書の提出等を定めております。 第9条から第13条までは、評議員会に関する規定でありまして、評議員会の招集、運営、議事録等を定めております第14条から第21条までは、理事及び監事に関する規定で、役員の改選、就任承諾書の提出等を定めております。第22条から27条までは理事会に関する規定で、法人の業務執行の決定、理事会の招集、運営、議事録等がさだめられております。第28条から第32条までは決算・監査の規定が定められております。第33条、第34条は事務の専決と専決の報告が定められております。別表に理事長専決事項と施設長専決事項が定められております。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願ひしたいと思います。

(質疑・・・応答)

議長 他に質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第14号及び議案第15号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第14号 定款の変更及び議案第15号定款施行細則の改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 議案第16号 職員就業規則の改正についてから議案第19号臨時職員等給与規程の制定についてまでを、関連がございますので、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議案第16号から議案第20号までは、経営労務管理改善支援事業費補助金を導入して、株) TMCに委託し規則、規程の見直しをしたものであります。議案第16号職員就業規則と議案第18号臨時職員等就業規則はその内容がほぼ同じであります。まず、職員就業規則でありますが、第1条は目的を定めており、内容が以前より詳細に定められております。第2条は定義を定めており、職員、短時間職員、嘱託職員 嘱託職員とは職員が定年到達後に継続雇用になった者であります。それに臨時職員を規定しております。服務規律でありますが、第17条から第26条まで規定されておりまして、利用者に関する遵守事項、利用者の家族に関する遵守事項、施設内、職員間に関する遵守事項と細かく規定されております。第27条からの労働時間・休憩・休日等につきましては、大きな内容の変更

はありません。第35条からの休暇等につきましても大きな内容の変更はありません。第57条の解雇等の規定につきましては、詳しく定められております。申し訳ありませんが詳細の説明は省略させていただきます。

議案第16号職員給与規程の改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第3条の2として休暇等の給与の規定を加えております。第7条の給与の支払方法に追加の措置をいたしました。第9条の2として給与構成の規定を加えております。第15条の昇給対象からの除外規定を一部改正しております。管理職手当、所長手当、主任手当、副主任手当の規定を改正しており、副主任手当を新設しました。第23条の2として支給の申告の規定を加え、第25条の賞与の規定を改正しております。第26条の2に処遇改善加算の規定を加えております。第27条の退職金の規定を改正し、別表6に副主任手当5,000円を加えております。以上で説明を終わります。

議案第18号臨時職員等就業規則につきましてご説明いたします。臨時職員等就業規則につきましては、職員就業規則とほぼ同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第19号臨時職員等給与規程についてご説明いたします。職員給与規程に準じて作成しております。第2条で給与の種類を定め、第5条で休暇等の給与を第8条で支払方法と控除を第9条で給与構成を第10条で基本給を第15条から第26条の処遇改善加算まで手当関係を定めております。第27条では退職金について定めております。簡単でありますが、以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問があればお願いしたいと思います。

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第16号から議案第19号までについては、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第16号 職員就業規則の改正、議案第17号職員給与規程の改正、議案第18号臨時職員等就業規則の制定及び議案第19号臨時職員等給与規程の制定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第20号 育児・介護休業等規程の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議案第20号育児・介護休業等規程の制定についてご説明いたします。従来は、育児休業等に関する規則と介護休業等に関する規則の2本に分かれておりましたが、今回の見直しで1つの規定にまとめて制定するものであります、内容的には大きな変わりはありません。主な改正点は、育児休業では、取得要件として、1歳に達する日を越えて雇用契約が継続することが1歳6か月に改正されたこと、介護休業では、介護休業の申し出は対象家族1人につき1回を上限とすることが3回を上限に改正されております。また、子の看

護休暇は、半日単位で取得が 1 日単位に改正され、介護休暇につきましても、半日単位から 1 日単位に改正されております。その他、詳細につきましては、省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願ひしたいと思います。

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第 20 号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

議長

(異議なしの声あり)

議長 异議なしと認めます。議案第 20 号 育児・介護休業等規程の制定については原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第 21 号 職員安全衛生管理規則の改正について及び議案第 22 号資金運用規程の改正について議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議案第 21 号職員安全衛生管理規則の改正についてご説明いたします。今回の改正は、定款及び職員就業規則等の改正に伴う、根拠条項の改正であります。職員安全衛生管理規則新旧対照表をご覧ください。第 2 条の定義の規定の一部改正でありますと、職員、理事長、施設長のそれぞれの根拠となる規程名と条が変わりましたので、改正するものであります。

次に資金運用規程の改正についてご説明いたします。定款の根拠条項がかわりましたので、それに伴う改正であります。資産の管理を定めておりました根拠条文が旧定款の 21 条から第 32 条に変わりましたので改めるものであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願ひしたいと思います。

(質疑・・・応答)

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。

議案第 21 号及び議案第 22 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 异議なしと認めます。議案第 21 号 職員安全衛生管理規則の制定及び議案第 22 号資金運用規程の改正については原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第 23 号 社会福祉法人謙心会設立認可申請の贈与契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

社会福祉法人謙心会設立認可申請の贈与契約の変更についてご説明申しあげます。

別紙の贈与変更契約書をご覧ください。第 1 条は安藤美代子氏からの贈与を定めておりまして、以前の贈与契約では、37,000 千円と記載してありましたが、これを 20,

000千円に変更するものであります。第2条が特定非営利活動法人にちにちそうからの贈与を定めておりますが、解散にともない40,000千円の贈与が確定でありますので、40,000千円の贈与をいただくこととしまして、安藤美代子氏からの贈与を17,000千円減額しますが、総額では、以前の贈与契約では、37,000千円を60,000千円に増額の変更をするものであります。贈与変更契約に対しまして、ご理解をいただき原案の通りご承認くださるようお願い申しあげます。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願ひしたいと思います。

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第23号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第23号 社会福祉法人謙心会設立認可申請の贈与契約の変更について原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。

(特になしの声あり)

それでは、事務局からお願ひします。

事務局 その他、評議員選任・解任委員会の結果及び評議員の選任についてですが、評議員の選任につきましては、1月21日に開催しました第4回理事会で現評議員8名の方の推薦を受けましたので、2月22日第1回の評議員選任・解任委員会を開催しました。評議員選任・解任委員会の委員長を選出した後、評議員の選任について審議をいただき、現評議員8名の方が適任であると全員が選任されました。以上のような経過でありますので、佐藤様、北本様、中村様、田代様、細岡様、渡邊様、河崎様、溝口様 今後とも社会福祉法人謙心会のために、ご指導ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。任期は平成29年4月1日からとなります。なお新たに、(履歴書及び) 承諾書が必要になつてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます(準備して渡す)。老人福祉法による老人ホーム設置認可に際して、特別養護老人ホームにちにちそう及びショートステイの運営規程及び重要事項説明書を提出しましたが、県から一部訂正又は未記入部分の指導がありましたので、内容が変更になりますのでご了承をお願い申し上げます。主な変更内容でありますと、以前に評議員の皆様に配布したものには、協力医療機関や嘱託医の記載がありませんでしたが、協力医療機関に那須中央病院、嘱託医には那須中央病院に勤務しております野崎治重先生にきましたので、記載しました。職員の研修について、時期や回数の記載。重要事項説明書では、利用者に提供する写真の価格を1枚40円や入居者からの金銭管理費用として1日50円、ショートステイの送迎費で事業実施区域を超えた区間については、1Km100円を徴収すること等を改正しておりますのでご了承をお願い申しあげます。入所検討委員会の結果については、第1回入所検討委員会を1月28日に開催し、30名の方の入所を検討し、第2回を2月13日に開催し、37名の方の入所を検討いたしました。検討委員会後に生活相談員、看護師、介護士等

でチームをつくりまして、各家庭を訪問して、入居者及びその家族の方々から話を聞くなど調査をしまして、現在、29名の入居者がほぼ確定している状況にあります。残念なことに、申込をされましたが、お亡くなりになってしまった方も数名おります。今後、職員の研修をしまして、4月21日頃を目安に入所していただく方向で調整して行く方針であります。入所者の確保それに入所に向かっての準備も着実に進めているところであります。市の完了検査の結果についてですが、昨日、大田原市の施設の完了検査が実施されました。工事の入札関係と理事会・評議員会の議事録 備品関係の契約書等、認可関係書類、関係規程等のチェックがありました。無事検査が終了しておりますことをご報告申しあげます。今後の予定につきましては、3月29日、30日に新採用職員を対象にオリエンテーションを実施いたします。4月1日に特別養護老人ホームにちにちそうが開設されます。同じく午前中に辞令交付式を挙行いたします。4月4日と5日に施設及び備品等の取り扱い説明会を実施し、4月9日に内覧会を開催します。皆様方からも内覧会についてPR方よろしくお願い申しあげます。予定として4月11日からショートステイの受け入れ開始、4月21日頃から特養の受け入れを開始し、5月末又は6月上旬には、満床にしたいと考えております。6月末には評議員会を予定しております。以上でその他を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問ございますか。

(特になしの声あり)

議長 それでは、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

ありがとうございました。

閉会（午後3時50分）

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成29年4月5日

議長 鈴木多喜



議事録署名人

北本弘二



議事録署名人

佐藤育子

